

山口県報

平成25年
3月30日
(土曜日)

目 次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十七号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第七項中、「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を削る。

附則第五条の六中、「これら」を、「第二十七条の三第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条」に改める。

附則第九条の四の四第七項中、「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止

その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの
附則第十三条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第五十四条第七項の規定は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

3 改正後の条例附則第九条の四の四第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。